

[事案 2021-68] 契約無効等請求

・令和4年5月2日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-29]・[事案 2021-30]の申立人の家族である。

<事案の概要>

契約内容を誤信していたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月に契約し、令和3年5月に解約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)保険料払込期間が短いもの、貯蓄型で支払保険料よりも満期保険金額が高額であるもの、確実性のあるもの、貯蓄以外の目的はないもの、という条件を満たす学資保険を希望したところ、本契約を紹介されたが、実際は学資保険ではなく、払込期間も30年と長期で、確実性は全くなく元本割れをするリスクもあり、死亡保障のある商品だった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人と3回の面談を行い申込手続を行った。
- (2)募集人は、設計書等を使用して、商品概要・リスク・諸費用の説明を行い、必要な書類を渡している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約内容を誤信していたとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、事情聴取において、「意向アンケート」については、氏名欄も含め、申立人の話を踏まえて募集人が代行して記入した旨を陳述しているが、同書面は、契約の成立に直接関わる書面ではないものの、契約者の意向把握に関し重要な意味を持つ書面であり、代理店記入欄以外は契約者自身に記入してもらうべきもので、契約者に聞きながら目の前で記入したという事情があったとしても、適切な行為とはいえない。